

そらまちキッズ navi イメージキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 そらまちキッズ **navi** イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、市が定めたキャラクターの基本デザイン及びその展開デザイン（別図）のことをいう。

(使用条件)

第3条 キャラクターは、次に掲げる場合を除き、原則として、個人、企業、その他団体において、営利又は非営利を問わず、その使用を認めるものとする。

- (1) 政党・政治団体または宗教の活動に使用、又はそのおそれのあるとき
- (2) 不適切な媒体等での利用やデザイン等の著しい変更に伴い、キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人・団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は、使用するおそれがあるとき
- (5) 法令又は公序良俗に反する行為、又はそのおそれがある行為に使用するとき
- (6) 千歳市暴力団排除条例（平成26年3月6日条例第1号）第2条第1号、第2号及び第4号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者が使用するとき。
- (7) その他、市長がその使用について不適当であると認めたとき。

(違反等に関する取扱)

第4条 キャラクターを使用している者が、第3条に定める使用条件を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行う。

2 市長は使用を差止めた使用者に対し、キャラクターを使用し作成した物品等の回収を求めることができる。

3 市長は使用の差止めにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は無料とする。

(損失補償等の責任)

第6条 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、それによって生じた損害を市に賠償するものとする。

（事故、苦情等の処理）

第7条 キャラクターの使用に関し、事故または苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付則：この要綱は令和5年5月22日から施行する

別図（第2条関係）

